

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

人の生命を大切にし、平和で民主的な社会の実現を願って、誠実に生き、一生懸命努力する人間を育てるといふ本校の教育理念においても、いじめは絶対に許される行為ではない。そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底する。

この教育方針に基づき、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

学校長 副校長 教頭 教務部長 生活指導部長 生徒部長 全学年主任

当該生徒担任 当該クラブ顧問 養護教諭 カウンセラー

準構成員（各部署の日常的ないじめ防止に係る教育計画の作成）

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための研修
- ⑤ 年間計画の作成および各取り組みの企画実施
- ⑥ 取り組みの進捗状況とその有効性の検証
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4、年間基本方針

学校いじめ防止基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年生	2年生	3年生	その他（学校として）
1 学 期	◇入学前オリエンテーション・三者懇談会（保護者・生徒に基本方針を説明） ◇クラス・生徒会・クラブ活動など（生徒同士の間人間関係を育てる） ◇体育大会（競技・応援団などクラス・学年を越えての集団作り） ◇HR・生徒会議案書討議（一人ひとりを大切にすることを育み、お互いを尊重できる集団を作る）	◇HR・生徒会議案書討議（一人ひとりを大切にすることを育み、お互いを尊重できる集団を作る） ◇体育大会（競技・応援団などクラス・学年を越えての集団作り）	◇三者懇談（進路を主に生徒の状況を保護者・本人からつかむ） ◇体育大会（競技・応援団などクラス・学年を越えての集団作り） ◇HR・生徒会議案書討議（一人ひとりを大切にすることを育み、お互いを尊重できる集団を作る）	◇学校いじめ防止基本方針をHPに掲載 ◇PTA 総会（学校いじめ防止基本方針について説明） ◇PTA 研修会（保護者と教員の交流をはかる） ◇教職員新任研修（新任教員に研修を行う） ◇青葉まつり（中学校教員との交流をはかる） ◇学年会・コース会議・校務運営委員会・生活指導部会（生徒の情報を共有）
2 学 期	◇文化祭（クラスでテーマを設定し、一人ひとりが大切にされる社会の在り方、学ぶ意味を考える） ◇校外学習（友だちの交流を深める） ◇キャリア教育（将来の目標をみつけ、学ぶ意欲につなげる） ◇進路面談（生徒の進路希望を把握、選択科目を決定）	◇文化祭（クラスでテーマを設定し、一人ひとりが大切にされる社会の在り方、学ぶ意味を考える） ◇校外学習（友だちの交流を深める） ◇キャリア教育（将来の目標をみつけ、学ぶ意欲につなげる） ◇進路面談（生徒の進路希望を把握、選択科目を決定）	◇文化祭（クラスでテーマを設定し、一人ひとりが大切にされる社会の在り方、学ぶ意味を考える） ◇校外学習（友だちの交流を深める）	◇教育研究会（教育学の学習、教育実践の交流を通して教員の資質向上をはかる） ◇PTA 講演会（子育てについて学び合う機会を設ける） ◇学年会・コース会議・校務運営委員会・生活指導部会（生徒の情報を共有）
3 学 期	◇卒業式の第2部『構成詩』（高校で学んだこと、自分の成長などを総括する）	◇卒業式の第2部『構成詩』（高校で学んだこと、自分の成長などを総括する）	◇卒業式の第2部『構成詩』（高校で学んだこと、自分の成長などを総括する） ◇卒業記念講演（社会に巣立つ主権者としての自覚を促す）	◇学年会・コース会議・校務運営委員会・生活指導部会（生徒の情報を共有）

## 第2章 いじめ防止

### 1、基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権が尊重され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

以上の観点に立ち、本校では教育活動のあらゆる場面を通じて「いじめをしない」「いじめを許さない」人間性を育み、安心・安全に学校生活を送ることができる環境をつくる。

### 2、いじめ防止のための措置

#### (1) 教職員の共通理解と情報共有をはかる

平素からいじめについての共通理解をはかるため、教職員はどの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを認識したうえで、生徒の様子に目を向ける。また、学年会、コース会議、校務運営委員会などで教職員間での生徒の情報共有をはかる。

#### (2) 日常の教育活動で人権を尊重する感覚を育む

各教科の学習を通して科学的、合理的な考え方を養い、諸科学の根底を貫く人権尊重の精神を学ぶ。また、HR、行事などの特別活動で自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う。そして、「いじめ」問題の根底にある現代社会や教育の問題に目を向け、未来によりよい社会を形成する主権者としての自覚を養う。

#### (3) 一人ひとりが抱える悩みや困難を把握する

いじめは、被害者のもとより、加害者や周囲の生徒たちにも深刻な心の傷を残す。多くの場合、日常的な言葉のやり取りや行動の中に、いじめの原因となる個々の生徒の悩みや人間関係のトラブルが表れている。教職員は、教職員相互、保護者、生徒からの情報を共有し、すこしでもいじめと疑われることがあれば、事態が悪化する前に速やかな対応を行う。

#### (4) 自主活動を重視し生徒が主人公の学校づくりを進める

お互いの個性を尊重し、力を合わせて一つのことを一緒に取り組む中で生まれる達成感や信頼関係は、いじめをなくす、またいじめを解決するうえで大きな力を発揮する。多くの生徒がいじめをなくし安心して学校にしたいと願っている。生徒の力を信頼しその力を発揮できるように、自主活動を重視し生徒が主人公の学校づくりを進める。

#### (5) 自己肯定感を土台に、他者を自己と同じように大切にする

授業が分かり学力が伸びることや、行事で達成感のある活躍を経験すること積み重ねて自己肯定感を養う。授業での教え合い、行事での協力を体験することで生徒相互の信頼関係を育て、他者と協力することで自他ともに成長できることに気付かせる。さらに、キャリア教育をとおして、将来の夢や目標を明確に

し、その実現のために励まし合い支えながら頑張ることができる集団を育てる。

### 第3章 いじめの早期発見

#### 1、基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。その上にたった日常的な教育実践の推進が、いじめ問題の根本的な解決には不可欠である。

#### 2、いじめの早期発見のための措置

- (1) 日常の教育活動の中で、常に生徒の言動に注意を払い、また個人面談等を通して個々の生徒の悩みや抱えている問題を把握する。
- (2) 学年会議、コース会議、校務運営委員会、生活指導部会等の定例会議および日常的な報告・相互の情報交換を通して、集団的に生徒の状況を把握する。
- (3) 保護者との連携を密にし、特に気になることがあれば、速やかに連絡を取り合うことを通して注意を払う。
- (4) 学校いじめ対策基本方針をホームページ等で生徒や保護者に周知し、たとえ些細なことと思われることでも、問題があれば直ちに相談していただくことを繰り返し伝える。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護の観点から十分に配慮する。

### 第4章 いじめが起きた時の対応

#### 1、基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

## 2、いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止し、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会を中心に迅速な対応に当たる。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、学校または家庭訪問等により、直接会って丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3、いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。

(2) 状況に応じて、カウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4、いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめた生徒への指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5、いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、カウンセラーとも連携する。

(3) 日常の生徒会活動、クラス活動、クラブ活動、体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6、ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を可能な方法で保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。